

**平成26年第1回**

**宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会  
会議録**

**宮崎県後期高齢者医療広域連合**

平成26年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録目次

会期及び会期日程	3
審議結果一覧表	4
議事日程	5
出席議員	5
欠席議員	5
説明のため出席した者	6
議会事務担当職員出席者	6
日程第 1 新議員の議席の指定	6
日程第 2 会議録署名議員の指名	7
日程第 3 会期の決定	7
日程第 4 議案第 1 号 平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算 (第2号)	7
日程第 5 議案第 2 号 平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別 会計補正予算(第2号)	7

日程第 6	議案第 3 号 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	9
日程第 7	議案第 4 号 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例	17
日程第 8	議案第 5 号 平成 26 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	17
日程第 9	議案第 6 号 平成 26 年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	17
日程第 10	議案第 7 号 宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	20

平成26年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会期及び会期日程

1 定例会会期

2月17日（月曜日）・・・・・・・・1日間

2 会期日程

月 日	曜日	種別	内 容
2月17日	月	本会議	議案の審議（提案理由説明・質疑・討論・採決）

平成26年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会審議結果一覧表

議案番号	件名	議決年月日	結果
第1号	平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)	平成26年2月17日	原案可決
第2号	平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)	平成26年2月17日	原案可決
第3号	宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	平成26年2月17日	原案可決
第4号	宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例	平成26年2月17日	原案可決
第5号	平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算	平成26年2月17日	原案可決
第6号	平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算	平成26年2月17日	原案可決
第7号	宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて	平成26年2月17日	同意
○ 人事			
公平委員 松岡 茂行			

## 宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成26年2月17日、第1回定例会がひまわり荘1階大会議室に招集されたので、会議を開いた。

### ○ 議事日程

平成26年2月17日（月曜日） 午後1時30分開議

- |       |            |  |
|-------|------------|--|
| 日程第1  | 新議員の議席の指定  |  |
| 日程第2  | 会議録署名議員の指名 |  |
| 日程第3  | 会期の決定      |  |
| 日程第4  | 議案第1号      | 平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）          |
| 日程第5  | 議案第2号      | 平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）   |
| 日程第6  | 議案第3号      | 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例      |
| 日程第7  | 議案第4号      | 宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例  |
| 日程第8  | 議案第5号      | 平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算                 |
| 日程第9  | 議案第6号      | 平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算          |
| 日程第10 | 議案第7号      | 宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて |

### ○ 出席議員（11名）

- |     |      |
|-----|------|
| 1番  | 成崎孝孜 |
| 2番  | 鍋倉利幸 |
| 5番  | 坂口義弘 |
| 6番  | 肥後正弘 |
| 7番  | 畝原幸裕 |
| 8番  | 野辺修光 |
| 9番  | 西原政文 |
| 10番 | 山中則夫 |
| 12番 | 長濱博  |
| 14番 | 内倉信吾 |
| 15番 | 井上 司 |

### ○ 欠席議員（2名）

- |     |      |
|-----|------|
| 11番 | 大隈 寛 |
| 13番 | 河野正和 |

---

○ 説明のため出席した者

広域連合長	戸 敷	正
副広域連合長	椎 葉 晃	充
副広域連合長	橋 田 和	実
監査委員	山 中 則	夫
事務局長	宮 田 英	世
事務局次長	吉 田 和	也
出納室長	大 浦 信	吉
総務課長	畑 田 英	樹
業務第1係長	鶴 輪 祥	一
業務第2係長	那 須 大	悟
政策調整係主査	川 口 俊	樹

---

○ 議会事務担当職員出席者

書記次長	兒 玉 英 祥
書記	西 郷 京 太
書記	橋 本 恒 宏

---

(午後1時30分開会)

【井上司議長】

ただいまから、平成26年第1回宮崎県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

本日は、大隈寛議員及び河野正和議員から欠席の報告を受けております。

また、本仮屋勉議員が2月4日に、首藤正治議員が2月5日にそれぞれ任期満了となりました。

従いまして、本日の出席議員は、11名となり、地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますことを御報告いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、広域連合長以下関係職員の出席を求めましたので御報告をいたします。

また、監査委員より平成25年度宮広域監第13号、第17号、第19号、第22号、第24号及び第25号にて、例月現金出納検査の結果について、報告を受けましたので、お手元にその写しを配布しております。御確認をお願いいたします。

なお、報道関係者による今定例会中における写真等撮影及び録音については、広域連合議会傍聴規則第9条の規定により、これを許可いたしますので、御了承のほどお願いいたします。

それでは、日程第1「新議員の議席の指定」を行います。

議員の議席の指定については、会議規則第4条第2項の規定により、お手元に配布しております議席表のとおり、議長において指定することにいたします。

新議員につきましては、西原政文議員は9番、内倉信吾議員は14番に指定をいたします。

ここで、戸敷正広域連合長から発言の申出がありましたので、これを許可します。広域連合長。

**【広域連合長】**

皆様こんにちは。冒頭に御挨拶をさせていただきますが、引き続きまして、御多用にかかわりませず、御出席を賜りましたことに、まずお礼申し上げます。

それから、私も引き続き、広域連合長としての職務を継続をするという形になりましたので、御指導賜りますようお願い申し上げたいと思います。

さて、後期高齢者医療制度につきましては、皆様方のおかげで昨年8月であります、「社会保障制度改革国民会議」、こういうものがございましたが、その最終報告書の中には、「国保の都道府県運営移譲等の措置の実施状況を踏まえまして、制度の在り方等について、必要に応じ、見直しをし、検討を行う。」ということを開議決定されましたような状況でございまして、昨年末には、「社会保障制度改革プログラム法案」が可決をいたしました。今後は、現行制度が維持されつつ、高齢者に係る医療・福祉・介護制度はもとより、少子・高齢化進展に対応する、社会保障制度の改善が進められていくと、期待をいたしているところでございます。

広域連合といたしましては、療養費の適正化、重複・頻回訪問指導事業、健診事業、ジェネリック医薬品利用差額通知、あるいは医療費分析といった保険者機能強化事業に、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

また、高齢者が安心して健康的な生活を送ることができるように、制度の安定的な運営に努めるとともに、今後進められる制度の見直し等につきましても、速やかに対応してまいりたいと、考えているところでございます。

以上でございますが、連合長としても、一生懸命取り組んでまいりますので、引き続き皆様方の御指導、御支援を賜りますようによろしくようお願い申し上げまして、御挨拶といたしたいと思います。よろしくようお願い申し上げます。

**【井上司議長】**

ありがとうございました。

次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を議題といたします。

会議録署名議員の指名については、会議規則第72条の規定により、議長において指名することにいたします。

会議録署名議員に5番坂口義弘議員及び10番山中則夫議員を指名いたします。

次に、日程第3「会期の決定」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日間とし、会期中の日程につきましては、お手元に配布のとおりとすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定をいたしました。

次に、日程第4議案第1号「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第2号)」及び、日程第5議案第2号「平成25年度宮崎



県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」は、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**【広域連合長】**

議長。

**【井上司議長】**

広域連合長。

**【広域連合長】**

ただいま上程になりました議案第1号及び議案第2号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第1号「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」につきましては、補正額は、1,321万9千円の減額で、補正後の予算総額を、1億8,118万9千円とするものでございます。

補正の主なものといたしましては、派遣職員の給与等に係る人件費負担金1,054万円を減額をし、その他、各予算の執行整理により267万9千円を減額をいたしております。

その財源といたしまして、財政調整基金繰入金384万8千円の追加等を計上するとともに、人件費等の整理により、市町村負担金を1,847万7千円減額するなど所要の補正をいたしております。

次に、議案第2号「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」につきましては、補正額は、50億2,069万7千円の減額で、補正後の予算総額を1,478億7,970万5千円とするものであります。

補正の主なものといたしまして、医療費動向により保険給付費を50億5,213万6千円減額し、保健事業費を2,677万3千円、総務費を206万6千円増額をいたしております。

また、市町村負担金につきましては、保険給付費の減額等によりまして、4億6,078万7千円を減額をいたしております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**【井上司議長】**

ありがとうございます。

それでは、議案第1号及び議案第2号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**【井上司議長】**

なければ、これをもって、議案第1号及び議案第2号に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**【井上司議長】**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

採決は、議案ごとに行います。

まず、議案第1号「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**【井上司議長】**

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、議案第2号「平成25年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」、「異議あり」と呼ぶ者あり）

**【井上司議長】**

異議がありましたので、これより挙手による採決をいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の議員は挙手を願います。

（賛成者多数）

**【井上司議長】**

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、日程第6議案第3号「宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**【広域連合長】**

議長。

**【井上司議長】**

広域連合長。

**【広域連合長】**

ただいま上程になりました議案第3号「宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、高齢者の医療の確保に関する法律第104条第3項によりまして、2年間の財政運営を行うこととされているため、平成26年度及び平成27年度の後期高齢者医療保険料率について、必要な事項を定めるための条例の一部を改正するものであります。

内容といたしましては、平成26年度及び平成27年度の所得割率を9.08%に、被保険者均等割額を4万8,400円に、賦課限度額を57万円に改めるものであります。

また、所得の少ない者に係る保険料の軽減について、所得要件等を緩和し、対象者の拡充を図るものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

**【井上司議長】**

ありがとうございます。

それでは、議案第3号につきまして、質疑の通告がありますので、これを許可します。

質疑の回数は、会議規則第47条の規定により、同一議員につき、同一議題について3回までです。

再質疑を行う際は、挙手して「議長」とお呼びください。

また、質疑の時間は、会議規則第48条第1項の規定により、同一議員につき、答弁時間を除き、3回合計で10分以内といたしますので、御了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。

(「休憩をお願いします」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

暫時休憩いたします。

(13時41分休憩)

(13時41分再開)

**【井上司議長】**

再開いたします。

**【西原政文議員】**

議長。

**【井上司議長】**

9番、西原議員。

**【西原政文議員】**

それでは、今回提案されております、議案第3号「宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」についてお尋ねいたしますが、今回の条例改正というのは、値上げの改正であって、これが妥当であるか判断させていただくため、4点についてお尋ねをいたします。

まず、第1に、保険料の軽減対象者の数についてのお尋ねをいたします。この対象者数は今回条例改正でどうなるのか。

二つ目。滞納状況についてお聞きをします。この滞納の総数と自治体ごとの数を教えてください。普通徴収の数、短期証の発行がされておれば短期証の数、県下の無保険者の状況はどうなっているか、全国で滞納者の資産の差し押さえなどの報告がされており、このようなことはあってはならないと考えますが、県内の自治体の状況を把握しているか、この数を教えていただきたいと思います。

次に三点目に、今後の保険料を聞きます。今回保険料を提案されておりますが、今後はどうのようになると連合長はお考えになっておられるか。

四点目。値上げをしなければならないのか、しない努力は検討されたか、お尋ねをいたします。

そして今回、後ほど出てきます26年度の予算案の中で、基金の項目がありますが、この基金について、保険給付費など基金の残高の現状を教えていただきたいと思えます。

**【広域連合長】**

議長。

**【井上司議長】**

広域連合長。

**【広域連合長】**

ただいまの案件については、事務局長に答弁をさせます。

**【井上司議長】**

事務局長。

**【事務局長】**

事務局長の宮田でございます。ただ今、西原議員の方から質疑がございましたので、答弁をさせていただきます。

まず、軽減対象者の御質問について、お答えをいたします。座ったままで失礼いたします。

今回の条例改正につきましては、所得の少ない方の負担軽減の観点から軽減対象を拡充するための政令改正が行われたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

保険料率を試算いたしました1月9日時点でお答えをいたします。

現行の軽減対象者数でございますが、均等割額につきましては、9割軽減及び8.5割軽減対象の方が81,561人、48%、5割軽減対象の方が5,189人で3.1%、2割軽減対象の方が12,635人で7.4%、合計99,385人でございまして、均等割額軽減対象の方の割合は、被保険者全体の58.5%で6割弱となっております。

また、所得割額につきましては、5割軽減対象の方が15,537人で、被保険者全体の9.1%で1割弱というふうになっております。

今回の改正による軽減拡充により、新たに2割軽減対象となる方が4,814人、2割軽減から5割軽減の対象となる方が7,290人増加することとなっております。

次に、滞納整理の状況についての御質問について、お答えいたします。

後期高齢者医療制度の運営にあたりましては、広域連合と市町村は、運営に係る事務を分担して行うように定められておりました。保険料の賦課徴収にあたりましては、広域連合が賦課決定いたしまして、徴収を市町村が行うこととなっております。

保険料の滞納状況でございますが、平成24年度出納閉鎖時点で申し上げます。滞納者数は、23市町村の2,056人でございます。

また、平成24年度末現在ですが、被保険者数165,588人のうち、普通徴収被保険者数は38,682人で、約23%となっております。

短期証でございますけれども、短期証は交付規則により、保険料滞納額が2分の1を超える方を対象に、保険料滞納解消のために交付するものでございまして、国が資格証明書を原則として交付しない方針を出したことから、21年度以降は短期証の交付は見送ってきたところでございますが、市町村から短期証の活用ができないかとの要請もあり、また、九州厚生局実施の技術的助言におきましても、短期証未交付について指摘がございまして、24年度では全国で当広域連合のみが短期証を交付していない状況でございましたので、資力があるにもかかわらず納付相談に応じない、納付しない滞納者の方に対しまして、収納対策強化の一環として、25年度から短期証を活用することができることとしたもので、平成25年4月1日に短期被保険者証を交付した方は、10人となっております。

また、短期証を発行している市町村においては、保険証の有効期限が途切れることのないように被保険者との接触を行っており、広域連合では、毎月交付状況を確認しまして、被保険者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないようにしております。

なお、資格証明書は交付いたしておりません。

平成24年度中に行った滞納処分による差押件数でございまして、41件となっております。

当広域連合の24年度の保険料収納状況ですが、普通徴収の収納率は97.54%で、1月28日に国が公表をいたしました数字によりますと、全国で44番目と低く、滞納繰越額も1億714万円となっている状況でございます。

滞納処分につきましては、短期証と同様に、九州厚生局からも指導がございましたが、納付者との均衡を図る観点から、資力がありながらも納付しない滞納者の方に対しまして安易に不納欠損が行われないよう、滞納整理取扱基準に基づく適正・公正な滞納処理を行うことが肝要でありますし、引き続き収納率向上のために財産調査を行ったうえで滞納処分や執行停止を適切に行うべきであると考えております。

今後の保険料についての御質問について、お答えいたします。

平成25年8月に先ほど連合長も申し上げましたが社会保障制度改革国民会議による報告書の中に「後期高齢者医療制度につきましては、現在では十分に定着しており、現行制度を基本としながら実施状況等を踏まえ、必要な改善を行うことが適当」とされまして、今後も制度が継続していくこととなります。

今後の被保険者に関しては、団塊の世代がすでに前期高齢者に到達しておりますので、これまでよりも高い伸びで被保険者数が増加するものと思われれます。

また、医療給付についてでございますが、医療の高度化や診療報酬改定、消費税増税の影響を受けることから、被保険者一人あたりの医療給付費も被保険者の伸びを上回る伸びになることが予想されます。

さらに、国の社会情勢として、少子高齢社会が続く中、若年世代の負担に配慮する必要もあることから、後期高齢者に係る負担割合も高くなるものと考えられます。

以上のことから、今後の保険料の見通しにつきましては、必要に応じた保険料の増加は避けられないものと考えますが、保険者としてジェネリック医薬品利用差額通知事業等を実施し、保険料の大幅な増加を抑制するための対策をできる限り実施してまいる所存でございます。

続きまして、値上げはしなければならないのか、値上げをしない努力検討はしたかの質問について、お答えをいたします。

今回の保険料率改定に当たりましては、将来的な財政運営に配慮しつつ、できる限り保険料率の上昇を抑えるため、保険給付費等準備基金の全額14億円を繰り入れまして、活用しない場合でございますけれども、所得割率が9.57%、均等割額が50,163円と試算されたところでございますが、繰り入れ前と比較いたしますと、所得割率9.08%ということで0.49ポイント、それから均等割額で48,400円ということで、1,763円抑えられております。

また、一人あたりの保険料額でみますと、活用しない場合の一人あたりの保険料額は51,048円で、改定予定の一人あたりの保険料額と比較しまして、2,093円安くなっており、率にしまして4.03%抑制されたところでございます。

次に基金残高でございます。お答えいたします。

後期高齢者医療制度臨時特例基金が、12億1,953万4,524円、保険給付費等準備基金が14億6,087万3,230円でございます。

後期高齢者医療制度臨時特例基金につきましては、保険料の特例措置に対する軽減分として国が交付するものでございまして、これは保険料軽減分への補填として今年度繰り入れを行うものでございまして、この基金は保険料の増加を抑制するためには、使用することができません。今回の改定におきましては、先ほど申し上げましたけれども保険給付費等準備基金約14億円全額を繰り入れまして保険料増加抑制を図っているところでございます。

以上でございます。

**【井上司議長】**

再質疑はございませんか。

**【西原政文議員】**

議長。

**【井上司議長】**

西原議員。

**【西原政文議員】**

ただいま報告をいただきましたが、おおむねわかったのですが、早口でしたので、書き留めることやちょっと理解に苦しむところがあったのですが、一番私が心配しているのは、普通徴収の方で実際には月のこの滞納分がいくつでしたかね、あると思うんですが、この方々のほとんどが普通徴収の方が該当になると思うんですね。こういった方々が保険が本当に病気になった時に使えない状況があるんじゃないかということで、普通徴収の数や滞納者の状況をお聞きしたんですけども、この対策というのは広域連合ではどのように考えておられるかを一つお聞きしたいと思います。

それと、41件の差押えを行ったと。これは、何の項目で差し押さえた、物権というんですかね、ものというのは何であったものか。

そして、次に値上げをしない努力をしたのかということをお尋ねしたのですが、国や県や制度的な問題点については分析したのかどうかお聞きしたい

と思います。

そして、もう一つ、この臨時特例基金については、保険料を抑えることには使えないということで説明を受けたんですけども、このほかに保険給付費準備基金残高というのが14億6千万円あるようですが、これは今後この引下げなどには検討はできないものか、どのように検討しておられるものか、お尋ねしたいと思います。

**【井上司議長】**

事務局長、よろしいでしょうか。

**【事務局長】**

議長。

**【井上司議長】**

事務局長。

**【事務局長】**

大きく4点ほど御質問があったかと思います。滞納者に対する対応ということであったかと思いますが、先ほども御説明したとおりでございますけれども、短期証を発行することによって短い有効期限が定められるわけでございますけれども、それについて発行するにあたって、市町村には、広域連合から有効期限が途切れるということがないような配慮をしていただくということで、被保険者の方と接触していただいておりますし、広域連合では、毎月、短期証の有効期限等をチェックさせていただきながら、いわゆる交付漏れがないかどうかですね、期限切れがないかどうかというところを確認いたしまして、被保険者が安心して病院にかかれるような体制を作っているところでございます。

それから、41件の差押えは何かということですが、債権の差押えになっております。預貯金でございます。

それから、保険料率改定にあたってどのような努力をしたのかということでございます。これにつきましては次の質問にも関係があるかもしれませんが、基金にはですね、宮崎県が管理している宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金というのがございます。これが25年度末で8億5千万円ほどありますけれども、当広域連合の財政運営に不測の事態、保険料が何らかの事情で収納できずに収納が見込めない場合等を指しておりますけれども、これが生じた時にこの財政安定化基金から貸付を行うこと等を目的に、国、県、広域連合が拠出金を拠出し、積立てを行っているものでございます。

なお、先ほどお話しが出ています保険料の抑制ということでございますけれども、保険料の大幅な上昇を抑えるために活用できる基金として、県が管理している財政安定化基金なんでもございますけれども、この基金の活用につきましては、国から、この度の改定にあたりまして通知がございまして、「この基金を活用することにより次の改定においてはその活用分が保険料率にそのまま反映されていくこととなりますので、慎重に扱うように。」と通知がなされました。それで、宮崎県とも協議をした結果でございますけれども、今回の改定におきましては活用しない、ということにしておるところでございます。

それから、最後の保険給付費等準備基金の14億の話でございますけれども、先ほども御説明いたしましたように、今回の保険料率の抑制にすべてを充当させていただいているところでございます。

以上でございます。

**【井上司議長】**

再質疑はございませんか。

**【西原政文議員】**

議長。

**【井上司議長】**

西原議員。

**【西原政文議員】**

ただいま報告いただいたのですが、41件の債権、預貯金を差し押さえたということですが、こういった方々の生活状況やら、年金などをですね、そういったものを押さえたものではないのか。元々生活困窮に陥っておられる方々が、いわゆる命の絆である保険証がないという状態になっている、こういった方々の預貯金を押さえてですね、こういった方々が、あわや生命の危険まで損なうようなことがならないのかですね、以前健康保険証が資格証で病院にも行けず手遅れだったという事態が起きているのですけれども、高齢者医療においてこういったことがないのかということ、一つは、こういったものを押さえたかをですね、具体的に報告を求めます。

**【事務局長】**

議長。

**【井上司議長】**

事務局長。

**【事務局長】**

先ほども申し上げましたように、実際に徴収を行っているのは事務の分担ということで市町村でございますので、詳細のところは把握していないというのが実態でございますけれども、先ほども申し上げましたように資力のある方等について、財産調査等を行ったうえで、市町村の方はですね、差押えを行っているものというふうに考えております。

以上でございます。

**【井上司議長】**

他に、議案第3号に対する質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

それでは、議案第3号につきまして、討論の通告がありますので、これを許可します。

なお、討論の時間は、会議規則第48条第1項の規定により、1回につき5分以内といたしますので、御了承ください。

1分前に予鈴を鳴らします。



**【西原政文議員】**

議長。

**【井上司議長】**

9番、西原議員。

**【西原政文議員】**

私は、今回提案されております6号議案についても併せて、これは3号議案は6号議案に予算が関連しておりますので、併せて討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳から増え続ける後期高齢者を困り込み、他の保険制度から外し、保険料は2年毎に見直すものであり、当初から言われた通り、値上げがされる仕組みとなっております。高齢者の皆さんを苦しめているのが実態で、全国でも言われています。昨年からは年金が12月、受給額から1%、26年度1%、27年度0.5%と、3年連続で2.5%も減らされます。5万円にも満たない年金受給者をこれ以上どこを削って生活しようというのか。その上、今年4月から消費税が8%に、さらに27年10月から10%にまで引き上げられようとしております。そんな中で、後期高齢者医療の保険料の値上げは、高齢者に耐えがたい負担増を強いるものです。事実、私どものえびの市と都城市山田町で昨年9月と12月に高齢者の方が言われた言葉です。「年金も減り、もうやっていけません。生きていけません。」と。また、私の手をしっかり握りしめ、「助けてください。」と懇願される場面も幾度もありました。その上、こうした負担増で日常生活の苦しみを訴えられるのは、私どもの自治体だけではなく、他の自治体でも同様ではないでしょうか。

このように高齢者の方々の生活が破たんし、現在生活保護基準以下で暮らしておられるのが実状だと考えます。これまで、戦前戦後を懸命に働いてこられた方々を苦しめるこの後期高齢者医療制度は直ちに廃止をし、国が責任をもち安心して老後が過ごせるような制度とすべきであり、当面、以前の老人保健制度に戻すべきです。今回の宮崎県後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療に関する条例の一部改正案では、所得割・均等割額が、0.6%、平均で2,900円の値上げを提案されています。今回の保険料の軽減措置も改善されているとはいえ、問題は改善も解決もありません。今後、高齢者の負担軽減のため、国など国庫支出等を増やさせ、基金などの活用も図り、値上げは行うべきではないと考えます。

以上の理由で、議案第3号「宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例」と、この条例の具現化を予算化した議案第6号に対し、反対の意見を付して討論を終わります。ありがとうございました。

**【井上司議長】**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

なければこれをもって討論を終結し、採決いたします。

お諮りをいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を願います。

(賛成者多数)

**【井上司議長】**

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、日程第7議案第4号「宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**【広域連合長】**

議長。

**【井上司議長】**

広域連合長。

**【広域連合長】**

ただいま上程になりました議案第4号「宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明を申し上げます。

本案は、国の後期高齢者医療制度臨時特例基金管理運営要領が改正される予定である旨の通知がありまして、基金事業の実施期限が平成25年度末から平成26年度末と変更になることに伴いまして、本条例の一部を改正するものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

**【井上司議長】**

ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

次に日程第8議案第5号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」及び、日程第9議案第6号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」については、関連がございますので、一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**【広域連合長】**

議長。

**【井上司議長】**

広域連合長。

**【広域連合長】**

ただいま上程になりました議案第5号及び議案第6号につきまして、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第5号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」につきましては、主に広域連合組織の事務管理を行うための経費で、健全かつ安定的、効果的な財政運営を主眼に、また、消費税増税に対応した予算編成を行ったところであります。

予算総額といたしましては、1億9,030万3千円で、前年度の当初予算に比べ15万7千円、率にして0.1%の減となっております。

歳出の主なものといたしましては、事務所等の施設や、事務機器等の使用料及び賃借料が、2,642万3千円、派遣職員の給与等に係る人件費が、1億4,838万1千円などであります。

その財源といたしまして、構成市町村からの負担金1億8,962万7千円などを計上しております。

次に、議案第6号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、後期高齢者医療制度を運営するための経費であり、円滑かつ着実な制度運営を重視し、また、消費税増税及び新保険料率に対応した予算編成を行ったところであります。

予算総額といたしましては、1,506億3,667万4千円で、療養諸費の伸び等に伴い、前年度の当初予算に比べ21億983万8千円、率にして1.4%の増となっております。

歳出の主なものといたしましては、全体予算の98.5%を占めております保険給付費が、1,484億2,817万5千円となっております。

また、健康診査事業、はり・きゅう・マッサージ等施術料助成事業など、保健事業に係る費用が、4億9,698万9千円、医療費適正化事業を含む事業運営経費として、総務費が、4億9,799万6千円などであります。

その財源といたしましては、事業運営に係る経費であります共通経費負担金や保険料負担金、保険料軽減分に相当する負担金である保険基盤安定負担金などの市町村支出金が、予算総額の16.2%にあたる244億2,700万円、国・県からの支出金が、42.8%にあたる645億3,836万6千円、支払基金交付金が、39.9%にあたる600億9,518万3千円となっております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**【井上司議長】**

ありがとうございました。

それでは、議案第5号及び議案第6号に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

なければ、これをもって、議案第5号及び議案第6号に対する質疑を終結し、討論に入ります。

それでは、議案第6号につきまして、討論の通告がありますので、これを許可します。

なお、討論の時間は、1回につき5分以内でお願いいたします。

1分前に予鈴を鳴らします。

9番、西原議員。

**【西原政文議員】**

「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」について、反対の意見を申し上げて討論を行います。

今回提案されている予算案は、先ほどの議案3号に基づくもの及び消費税増額分です。本当に今、生活に苦しむ高齢者をさらに生活を追い詰めるものであると言わざるを得ません。年金は減り、本当に毎日の生活に追われる高齢者が多いのが実態です。わずかに月の年金額が1万5千円にも満たない方々が今本当に厳しい状況、さらには国民年金、老齢年金のみの5万円足らずの方々をも、消費税とこうした後期高齢者医療、介護保険などの増額によって生活がますます追いやられようとしています。

私はそういった中で、これまで懸命に頑張ってきた方々を本当に救うのが行政や自治体の仕事であって、こういった広域連合の責務だと思っています。よって今回のこの値上げ案が盛り込まれた予算案に対して、反対の意見を付して討論を終わります。

**【井上司議長】**

ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

なければ、これをもって討論を終結し、採決をいたします。

採決は、議案ごとに行います。

まず、議案第5号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合一般会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり決定しました。

次に、議案第6号「平成26年度宮崎県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算」を採決いたします。

お諮りいたします。

本件について、原案のとおり決定することに、賛成の議員の挙手を願います。

(賛成者多数)

**【井上司議長】**

賛成多数です。よって、本件は原案のとおり決定いたしました。

次に、日程第10議案第7号「宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

**【広域連合長】**

議長。

**【井上司議長】**

広域連合長。

**【広域連合長】**

ただいま上程になりました議案第7号「宮崎県後期高齢者医療広域連合公平委員会委員の選任につき議会の同意を求めることについて」御説明を申し上げます。

本案は、現公平委員会委員である松岡茂行氏が平成26年3月31日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

**【井上司議長】**

ありがとうございます。

それでは、本件に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

なければ、これをもって、本件に対する質疑を終結し、討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

なければ、これをもって討論を終結し、採決いたします。

本件は、原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【井上司議長】**

御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

以上をもちまして、今期定例会に付議されました案件はすべて終了いたしました。

これにて閉会いたします。

(午後2時15分閉会)

地方自治法第292条の規定により準用する同法第123条第2項の規定により、本会議の顛末を証するため、ここに署名する。

宮崎県後期高齢者医療広域連合議会

議 長 井上 司

署名議員 坂口 義弘

署名議員 山中 則夫